

## 養殖用配合飼料価格急騰対策事業実施要領

### (通則)

第1条 養殖用配合飼料価格急騰対策事業における補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)及び養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)によるほか、本実施要領の定めるところによる。

### (事業の目的)

第2条 この事業における補助金は、沖縄県内の養殖業者等に対して、令和4年8月から12月の養殖用配合飼料の前年比増額費用の漁業者負担分を、飼料の購入量に応じて補助することで、本県給餌養殖への飼料費高騰による急激な影響を緩和するとともに、自助制度の普及を図ることで、経営体制の強化を推進することを目的とする。

### (養殖用配合飼料価格急騰対策事業費)

#### 第3条

##### 1 補助対象となる養殖業者

補助対象となるのは、以下のいずれかに掲げる養殖業者とする。

- (1) 現に漁業経営セーフティーネット構築事業加入者(漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱(平成22年3月30日付21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知)の「第4(2)養殖用配合飼料価格安定対策事業」に定める加入者をいう。以下同じ。)であり、かつ、令和5年度にその地位を継続する者
- (2) 令和5年度に漁業経営セーフティーネット構築事業に加入する者

##### 2 補助対象経費

補助の対象となる経費は、養殖業者に対して、県要綱第2条に定める期間に納品された養殖用配合飼料等の購入に要した経費とする。

なお、本事業の補助対象経費以外のものと明確に区別でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

##### 3 補助の内容

補助の内容は、県要綱別表に定める方法により算出した補助金額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

また補助単価と補助金額は、各月に納品された養殖用配合飼料の、銘柄・規格ごとに計算することとする。

補助単価は、申請しようとする養殖用配合飼料の各月の購入単価から、以下の（１）～（３）のいずれかにより定められる単価を差し引き、さらに令和４年度の各月における漁業経営セーフティーネット事業の補填単価の国負担分を差し引いた額の２分の１以内とする。

- （１） 申請しようとする養殖用配合飼料と同一銘柄・規格の前年同月の購入単価
- （２） 新商品など、前年同月の単価を証明することが不可能な場合については、申請しようとする養殖用配合飼料と同一対象魚種用の同等規格品の前年同月における単価
- （３） 申請しようとする養殖用配合飼料が、前年に購入したものと異なり、養殖業者自身の記録によって比較することができない場合については、養殖用配合飼料の納入業者が証明する前年同月の単価、若しくは同業他社が納入業者から発行を受けた納品書等に記載された前年同月の単価

#### ４ 申請可能数量

申請しようとする各月の養殖用配合飼料購入量は、前年同月の実績と同量までを原則とする。

ただし、当該期間の給餌量が増加したことを示す証憑書類と説明資料を添付し、飼料購入量の妥当性について証明できる場合については、この限りではない。

（証憑書類の例：種苗池入れ尾数の証明書類、飼育日誌に基づく生物量（飼養尾数×個体重量）の計算式など）

（補助事業の流れ）

#### 第４条

##### １ 補助金交付申請書の提出（養殖業者⇒県）

養殖業者は、本要領第３条の２および３に定める期間の対象経費について、様式第１号により補助金の交付を申請する。

養殖業者は、補助金の申請にあたって、以下の書類等を添付するものとする。

- （１） 誓約書（様式第４号：令和５年度に漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入すること、暴力団等に該当しないこと）

※令和４年度時点で漁業経営セーフティーネット構築に加入している

者については、契約書の写しを添付。

※令和5年度に同事業へ加入する者は、契約成立後に契約書の写しを提出する（本条第4項）。

(2) 養殖業を営む養殖業者であることを証明する資料（以下のア又は、イの写しを含むいずれか）

ア 漁業協同組合の組合員であることを証明する書類、漁船登録証その他の漁業を営んでいることが確認できる資料

イ 業種別漁業協同組合の組合員であることを証明する書類、令和3年度における申請期間中の養殖用配合飼料の代金の領収書その他の養殖業を営んでいることが確認できる資料

(3) 養殖用配合飼料等の購入数量が分かる書類（納品書等の写し）

(4) 本要領第3条第3項に定める単価が分かる書類（納品書・見積書等の写し）

2 交付決定・額確定通知（県⇒養殖業者）

県は、養殖業者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに予算の範囲内で交付額を割り当てて、交付決定および交付額を額確し、当該申請者に対しその旨を通知する。

3 補助金の請求（養殖業者⇒県）

養殖業者は、県から示された交付決定額の範囲内で、様式第5号により県あてに補助金を請求する。

4 漁業経営セーフティーネット構築事業に加入したことの確認（養殖業者⇒県）

補助金の交付申請時点で同事業に未加入であって、令和5年度に加入予定の養殖業者は、自身が同年度の漁業経営セーフティーネット構築事業に加入したことを証明する書類（以下「加入証明書類」という。）を令和5年4月30日までに提出する。

なお、期日までに提出がない場合は、県要綱第13条第1項の3に基づき、交付決定を取り消し、同条第2項に基づき返還を命ずる。

#### 附則

この要領は、令和5年1月16日から施行し、令和4年度分の補助金について適用する。